

鶏卵規格取引実施要領

40畜A第603号 昭和40年2月19日 畜産局長通達
46畜A第2948号 昭和46年6月1日 畜産局長通達
改正20生産第4996号 平成20年11月28日 生産局長通知

(趣 旨)

第1 この要領は、鶏卵規格取引要綱（以下「要綱」という。）に基づき鶏卵の規格取引の実施方法について定めるものとする。

(用 語)

第2 この要領における用語の意味は、要綱と同じものとする。

(鶏卵規格取引者台帳への記載)

第3 鶏卵の規格取引を行なおうとする出荷者、凍結卵製造者および大口荷受者は地方協議会または中央協議会に備える鶏卵規格取引者台帳へ記載されなければならない。

第4 鶏卵の規格取引を行なおうとする出荷者は、次の(1)から(6)までに掲げる事項を、凍結卵製造者は(1)、(4)および(6)に掲げる事項を記載した申請書を地方協議会に提出しなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名および主たる事業所の所在地
- (2) 鶏卵の販売委託を受ける組合員数または鶏卵の購入先農家数およびその養鶏に関する事業の概要
- (3) 鶏卵の集荷区域および集荷方法
- (4) 過去1年間の鶏卵または凍結卵の月別出荷数量
- (5) 鶏卵の透光検査および計量区分のできる施設その他の施設の種類、台数および設置場所
- (6) 格付け責任者および格付けに従事する者の経歴および人数

2 鶏卵の規格取引を行なおうとする大口荷受者は、次に掲げる事項を記載した申請書を中央協議会に提出しなければならない。

- (1) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 過去1年間の鶏卵の年間県別入荷数量および業種別販売数量
- (3) 鶏卵の取引場所および受渡場所
- (4) 一週間における鶏卵の取引日数
- (5) 鶏卵取引の決済条件
- (6) 鶏卵の透光検査および計量区分のできる施設その他の施設の種類、台数および設置場所

第5 地方協議会は、第4の1の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請書の記載事項について誤りがないかどうかを確認し、申請者が出荷者であるときは次の(1)から(3)までに掲げる要件を凍結卵製造者であるときは(3)に掲げる要件を満たし、かつ、恒常的組織的に鶏卵の規格取引を実施できる者であると認める場合は、当該申請者を地方協議会に備える鶏卵規格取引者台帳に記載し、その旨申請者および中央協議会に通知するものとする。

- (1) 鶏卵の透光検査および計量区分のできる施設を設置していること。
- (2) 出荷する鶏卵が産卵後おおむね5日以内であること。
- (3) 要綱第5の4に定める資格を有する者を格付け責任者として設置していること。

2 中央協議会は第4の2の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請書の記載事項について誤りがないかどうかを確認し、申請者が次の(1)および(2)に掲げる要件を満たし、かつ、恒常的組織的に鶏卵の規格取引を実施できる者であると認めるときは、当該申請者を中央協議会に備える鶏卵規格取引者台帳に記載し、その旨申請者および地方協議会に通知するものとする。

- (1) 鶏卵の透光検査および計量区分のできる施設を設置していること。
- (2) 産地から直接荷受している大口荷受者であって、大卸を行っており、かつ、鶏卵の取引の基準となる価格の形成を行なっているものであること。
- (3) 産地から直接荷受している荷受者が多数共同で(1)の施設を利用でき、かつ、当該荷受者が常時相当量の鶏卵の卸売の業務を行なっていること。

第6 中央協議会および地方協議会は、第5に基づき鶏卵の規格取引を行なおうとする者を鶏卵規格取引者台帳に記載するときは次の(1)から(4)に掲げる事項を凍結卵製造者については(1)(2)および(4)に掲げる事項を、大口荷受者については、(1)から(3)に掲げる事項をそれぞれ記載しなければならない。

- (1) 記載年月日
- (2) 申請者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地
- (3) 鶏卵の透光検査および計量区分のできる施設の種類および設置場所
- (4) 格付け責任者の氏名

第7 鶏卵規格取引者台帳に記載された出荷者、凍結卵製造者および大口荷受者は、鶏卵規格取引者台帳の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨中央協議会または地方協議会に通知するものとする。

2 中央協議会または地方協議会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なくその旨をそれぞれ地方協議会または中央協議会に通知するものとする。

第8 中央協議会または地方協議会は、鶏卵規格取引者台帳に記載された者が要綱もしくはこの要領に違反したとき、または出荷者および凍結卵製造者にあつては第5第1項、大口荷受者にあつては第5第2項にそれぞれ定める要件に該当しなくなったと認めるときは、その鶏卵規格取引者台帳の記載を抹消することができる。

2 中央協議会または地方協議会は、前項の抹消をしたときは、遅滞なくそれぞ

れ地方協議会または中央協議会に通知するものとする。

(鶏卵の格付け)

第9 鶏卵規格取引者台帳に記載された鶏卵の出荷者は、要綱第5の4に定める資格を有する者を格付け責任者とし、格付けに従事する他の者を指導監督させて格付けを実施するものとする。ただし一時的に格付け責任者が欠けた場合においては地方協議会に届け出てその指示を受けるものとする。

第10 鶏卵の個体の重量区分は、重量選別機等を用いて行ない、鶏卵の個体の品質の区分に、透光検査機等を用いて行なうものとする。この場合において必要なときは、一部を割卵のうえ格付けの参考に供するものとする。

(格付けの表示)

第11 要綱第5の2の(3)のただし書の規定により格付け年月日の記号を定めた場合には、箱詰鶏卵出荷者は、遅滞なく、その記号を地方協議会に通知しなければならない。

2 地方協議会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく中央協議会に通知するものとする。

(格付けの変更)

第12 要綱第5の3の場合、荷受者は、格付けを行なった者の立会いを求めるほか必要に応じ格付けを行なった者の属する地方公共団体の職員等に立会いまたは協議に加わることを求めて、鶏卵の格付けを変更することができる。

(価格の公表)

第13 要綱第6による価格の公表は、取引日ごとに行なうものとする。

(格付け封紙の使用制限)

第14 箱詰鶏卵の規格取引を実施する者は、格付け封紙を他に譲渡し、または規格取引き実施しない鶏卵について使用してはならない。

(地方協議会)

第15 地方協議会は、会員の互選により正副会長各1名おく。

- 2 地方協議会は事業を円滑に行なうため、会員、中央協議会もしくはその会員またはその他地方協議会が適当と認める者に事業の一部を委嘱することができるものとする。

(中央協議会)

第16 中央協議会の構成員中、要綱第7の2の(2)のウに定めるものは、次の者とする。

- (1) 社団法人日本養鶏協会（昭和24年1月1日に社団法人日本養鶏協会という名称で設立された法人をいう。）
 - (2) 社団法人日本卵業協会（昭和25年9月18日に社団法人日本卵業協会という名称で設立された法人をいう。）
 - (3) 社団法人中央畜産会（昭和30年12月1日に社団法人中央畜産会という名称で設立された法人をいう。）
- 2 中央協議会は、会員の互選により正副会長各1名をおく。
 - 3 中央協議会は、事業を円滑に行なうため、会員、地方協議会もしくはその会員またはその他中央協議会が適当と認める者に事業の一部を委嘱できるものとする。